

## 阿見町子ども会リサイクル環境教育事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化及び再資源化のために資源物を回収した子ども会に対して、予算の範囲内で助成金を交付することにより、積極的な活動を奨励し、子供達のリサイクルに対する理解を深め、もって環境教育の一環に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 資源物 古紙類、繊維類、金属類及びビン類であって、再生等により資源として利用できるものをいう。

(2) 子ども会 子ども会及び子ども会育成会が一体となった組織をいう。

### (配慮等)

第3条 子ども会は、資源物を回収する事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、多くの子供達が参加できるように配慮するとともに、参加した子供達に対し、物を大切にすることを育む指導を行うよう努めるものとする。

### (交付対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる子ども会は、事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として町に届出されたものとする。

### (交付対象事業)

第5条 助成金の対象となる事業は、当該年度内に実施された事業とし、その回数は、3回までとする。

### (助成金)

第6条 町長は、事業を実施した実施団体に対し、回収した資源物の総重量に1キログラムにつき5円を乗じて得た金額を、助成金として交付するものとする。

2 前項の規定により算定して得た金額に10円未満の端数金額を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (実施団体の届出等)

第7条 事業を実施し、助成金の交付を受けようとする子ども会は、毎年5月末日までに子ども会リサイクル環境教育事業実施団体届出書（様式第1号）に年間事業計画書を添えて、町長に届け出るものとする。

2 実施団体は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに子ども会リサイクル環境教育事業実施団体変更届出書（様式第2号）により、町長に届け出るものとする。

### (交付申請)

第8条 実施団体は、事業を実施し、助成金の交付を受けようとするときは、子ども会リサイクル環境教育事業助成金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 子ども会リサイクル環境教育事業実績報告書（様式第4号）

(2) 資源物回収業者発行の回収又は買上げの伝票等

(3) 事業実施時の状況写真（2枚程度）

2 助成金の交付申請は、当該年度の2月末日までに行うものとする。ただし、当該交付申請を行った日以降に実施した事業については、この限りでない。

### (交付決定)

第9条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、子ども会リサイクル環境教育事業助成金（交付・不交付）決定通知書（様式第5号）により実施団体に通知するものとする。

### (助成金の請求)

第10条 前条の通知により助成金の交付決定を受けた実施団体は、子ども会リサイクル環境教育事業助成金交付請求書（様式第6号）により、町長に助成金の交付を請求するものとする。

### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月9日告示第51号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第10条関係）